



R6.10.22 18時～
WEB&集合（エルソーラ仙台）

第94回病院事務管理者 ネクスト研修会

健康保険証廃止（12月2日）の対応について

認定登録医業経営コンサルタント・施設基準管理士
病院事務管理者ネクスト研修会代表 沼田周一

マイナンバーカードの健康保険証利用について

あなたの周りで、もう使えます！

マイナンバーカードの健康保険証利用



マイナンバーカードの
健康保険証利用とは

現行の健康保険証の
新規発行終了について

利用方法

メリット

利用できる施設

よくある質問

[医療機関・薬局のみなさま向けの情報はこちら](#)



現行の健康保険証の新規発行終了について

健康保険証の廃止を定めるマイナンバー法等の一部改正法について、施行期日を**令和6年（2024年）12月2日**とする施行期日政令が公布されました。

現行の健康保険証の発行については、令和6年（2024年）12月2日より終了し、マイナンバーカードでの保険証利用を基本とする仕組みに移行します（※）。

※令和6年（2024年）12月2日時点で有効な健康保険証は、最大1年間有効とする経過措置が設けられています。

（経過措置期間中に発行済保険証の有効期間が到来した場合や、転職・転居などで保険者の異動が生じた場合は失効します。）



まだマイナ保険証をお持ちでない方は、ぜひ、[マイナンバーカードの取得](#)、[マイナンバーカードの健康保険証利用登録](#)を行ってください。

マイナンバーカードの健康保険証利用登録は医療機関・薬局のカードリーダーからでもできます。

※ マイナンバーカードの健康保険証利用としての事前登録は、マイナポータル、セブン銀行のATMでもできます。健康保険証の発行終了後、マイナ保険証や有効な健康保険証をお持ちでない方は、医療機関・薬局の受診時は資格確認書により資格確認を行います。

マイナ保険証をお持ちでない方については、ご本人の申請によらず、加入する医療保険者から資格確認書が送付される予定です。

マイナンバーカードの健康保険証利用のメリット

マイナンバーカードの健康保険証利用で便利になることをご紹介します。



データに基づく より良い医療が受けられる

薬剤情報等の提供に同意をすると、おくすり手帳を見せなくても過去に処方されたお薬や特定健診などの情報を初診でも医師・薬剤師にスムーズに共有できます。



手続きなしで高額療養費の 限度額を超える支払いが 免除される

マイナンバーカードで資格確認をおこなうため、紙の認定証の持参なし&手続きなしで高額療養費の限度額を超える支払いが免除になります。

1. データに基づくより良い医療が受けられる

過去に処方されたお薬や特定健診等の情報を、医師・歯科医師・薬剤師に口頭で正しく伝えることは大変ですが、受診時・調剤時にマイナンバーカードを用いて受付し、情報提供に同意することで、過去に処方されたお薬や特定健診などの情報を医師・薬剤師にスムーズに共有することができます。初めて受診する医療機関・薬局でも、患者本人が情報提供に同意すれば、医師・薬剤師がデータを確認することができるため、より良い医療が受けられます。

よく覚えていない
お薬があるときに
助かるね



2. 手続きなしで高額療養費の限度額を超える支払いが免除される

高額療養費制度とは、医療機関や薬局の窓口で支払った額※1が、ひと月（月の初めから終わりまで）で上限額を超えた場合に、その超えた金額を支給する制度です。

従来は、支給を受けるために、通常、医療機関・薬局の窓口で一度全額を支払った後に、支給申請書を提出する必要がありました、事前に「限度額適用認定証」を申請することで、窓口負担を上限額に抑えることができますが、もし申請が間に合わなかった場合は、高額な費用を一時的に支払わなければいけません。

しかしこれからは、マイナンバーカードを保険証として利用し、申請に必要な情報を提供することに同意すれば、「限度額適用認定証」がなくても、公的医療保険が適用される診療に対しては限度額を超える分を支払う必要がありません。

※1 入院時の食費負担や差額ベッド代等は高額療養費制度での自己負担限度額の対象に含みません。

負担が減って
助かるわ



3. マイナポータルで確定申告時に医療費控除が簡単にできる

その年の1月1日から12月31日までの間に自己または自己と生計を一にする配偶者やその他の親族のために医療費を支払った場合において、その支払った医療費が一定額を超えるときは、その医療費の額を基に計算される金額の所得控除を受けることができます。これを医療費控除といいます。医療費控除を受けるためには、医療費の領収書から「医療費控除の明細書」を作成し、確定申告時に添付する必要があります。そのため、1年分の医療費の領収証を管理する必要がありました。

しかしこれからは、マイナポータルからe-Taxに連携することで、確定申告時の医療費控除申請がカンタンになります。医療費の領収証を管理・保管しなくてもマイナポータルで医療費通知情報の管理が可能となり、マイナポータルとe-Taxを連携することで、データを自動入力できます。

※医療費控除の入力方法は[こちら](#)（国税庁YouTube）

※医療費控除などの確定申告の準備について知りたい方は[こちら](#)（国税庁ホームページ）

手続きがとっても
楽になったわ



4. 医療現場で働く人の負担を軽減できる

これまで、医療機関・薬局では適切な医療を提供するため、過去の健診情報や飲み合わせの悪いお薬がないか、問診で都度確認をする必要がありました。また、加入している保険の資格情報の確認では保険証の情報を目視で確認してシステムに手入力するといった対応が必要でした。

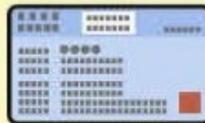
しかし、これからは、マイナンバーカードを健康保険証として利用し情報提供に同意いただくと、お薬や特定健診などの情報を医師・薬剤師にスムーズに共有することができ、業務効率化が図れます。

保険資格の情報確認においても、マイナンバーカードと顔認証付きカードリーダーを用いて資格情報などを自動取得することができるため、事務職員の負担が軽減され、さらに自動化により誤記リスクも減らすことができます。

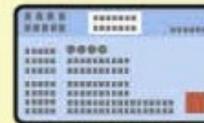
私たちも
助かります



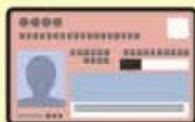
12月2日からの 健康保険の 資格確認方法



現行の健康保険証
(有効期限まで)



資格確認書
(マイナ保険証
使わない人)



マイナ保険証



顔認証マイナカード
(暗証番号不要)



スマホ搭載
のマイナ
保険証
(2025年春から実証)

マイナ保険証が使えないとき



マイナ
保険証

+

資格情報の
お知らせ



マイナ
保険証

+



マイナ
ポータル
の画面



マイナ
保険証

+

被保険者
資格申立書

●マイナンバーカードの健康保険証利用についてよくある質問

Q1. **現行の健康保険証**は使えなくなりますか。

A1. 2024（令和6）年12月2日に現行の健康保険証の新規発行が終了するため、様々なメリットがあるマイナンバーカードの取得と健康保険証利用をご検討ください。

マイナンバーカードを取得されていない場合などは、ご本人の被保険者資格の情報などを記載した「資格確認書」を無償交付される予定であり、そちらを医療機関等の窓口で提示することで、引き続き、一定の窓口負担で医療を受けることができます。お手元にある有効な保険証は、その時点から最長1年間（※）使用することができます。 ※有効期限が2025（令和7）年12月1日より前に切れる場合や、転職・転居などで保険者の異動が生じた場合はその有効期限まで。

Q2. **生活保護受給者**の医療券、各自治体に対応している子供医療費証明書は対象ではないのですか。

A2. 生活保護の医療扶助については令和6年3月にマイナンバーカードと一体化しました。一方で、各自治体に対応している子供医療費証明書は現在検討中です。※デジタル庁が実施するモデル事業の自治体の一部の病院・薬局で一体化が始まっています。

Q3. 医療機関・薬局において、マイナンバーカードの表（おもて）面の情報を確認するために、一時的に患者のマイナンバーカードを預かることや、その表面をコピーして、管理しておくことは可能ですか。また、具体的にどのようなケースで、こうした対応を行うことが想定されますか。

A3. マイナンバーカードによる資格確認を行った際、保険請求の実施に必要な範囲内で、患者本人の了解の上、マイナンバーカードの表面に印字された患者の氏名・住所等の情報を確認することや、そのために一時的に医療機関・薬局の職員が患者のマイナンバーカードを預かることやその**表面をコピーして保管**することは差し支えありません。このとき、医療機関・薬局の職員が、意図せずにマイナンバーカードの裏面に記載されたマイナンバーを見てしまうことは、法令上問題になりませんが、マイナンバーカードの裏面に記載されたマイナンバーを書き写したり、**裏面のコピーを取ったりすることはできません**。

なお、マイナンバーカードの表面を確認する場面としては、具体的に、・マイナンバーカードによるオンライン資格確認を実施した際、氏名・住所等に旧字等が含まれているため、黒丸「●」で表示され、正確な表記を確認する場合・何らかの事情により、マイナンバーカードによるオンライン資格確認やその他の方法による資格情報の確認を行うことができず、患者から被保険者資格申立書の提出を受け、マイナンバーカードの表面の情報を把握する必要がある場合・暗証番号認証を行う際、明らかに本人であることに疑いがあり、マイナンバーカードの表面の写真を確認する場合等が想定されます。

Q4. 障害がある場合、職員の方に介助をお願いしてもよろしいでしょうか。

A4. 患者の方の希望によりご本人の前で支援を行うことを妨げるものではありません。

ご自身でマイナンバーカードを顔認証付きカードリーダーに置くことが難しい等のやむを得ない事情があり、患者ご本人から希望があった場合に、家族の方や介助者、職員等が患者のマイナンバーカードを顔認証付きカードリーダーに置く等の**必要な支援を行うことは、差し支えありません**。

4.「資格確認書」・「資格情報のお知らせ」のイメージ等

資格確認書イメージ

船員保険
資格確認書 本人(被保険者)
記号XXXXXXXXXX 番号XXXXXXXX 枝番XX

氏名 XXX XXXX
XXX XXXX
生年月日 平成X年X月X日
性別 男
資格取得年月日 令和X年X月X日
有効期限 令和11年11月30日

保険者番号 02130011
保険者名称 全国健康保険協会船員保険部
保険者所在地 東京都千代田区富士見2-7-2

資格情報のお知らせイメージ

資格情報のお知らせ

記号XXXXXXXXXX 番号XXXXXXXX 枝番XX

氏名 XXX XXXX
XXX XXXX
生年月日 平成X年X月X日
資格取得年月日 令和X年X月X日

保険者番号 02130011
保険者名称 全国健康保険協会船員保険部

対象	・発行希望者又は職権発行の対象者
発行方法	取得 ・新規加入時に希望者に発行 ・マイナ保険証なし者・マイナンバー不明者に職権発行
	申請 ・交付申請書を船舶所有者経由で協会へ提出
有効期間	・4～5年(※)
材質	・プラスチック

(※) 例) R6.12.2発行者はR11.11.30まで(5年間)
R7.11.30発行者はR11.11.30まで(4年間)

対象	・全加入者
発行方法	取得 ・新規加入時に自動発行
	申請 ・交付申請書を協会へ提出
有効期間	・無期限
材質	・上質紙

●令和6年12月2日以降の新規加入者及び既存加入者(令和7年6月の一括職権発行以降)について、次のようなケースに該当した場合、資格確認書が職権発行される。
マイナンバーカードの返納/電子認証切れ(職権発行まで1か月程度)、資格確認書の券面情報変更(氏名変更等)(職権発行まで1週間程度)
※マイナ保険証の登録を解除する場合は、保険者に解除申請を行い、その際あわせて資格確認書の交付申請を行う。

●マイナンバーカードの健康保険証利用についてよくある質問

厚生労働省HP
R6.10.5 確認

Q5. オンライン資格確認やマイナポータルにおいて**別の方の情報**が表示された場合、どこに問い合わせればよいですか。
A5. 万が一医療機関・薬局で別の方の情報が表示された場合は、国民の方は、国民向けマイナンバー総合フリーダイヤル(0120-95-0178)か(※)、ご自身が加入されている医療保険の保険者にお問い合わせいただき、ご相談ください。

デジタル庁HP
R6.10.8 確認

Q6. 今年(2024年)の12月に保険証が使えなくなるのですか。マイナンバーカードがないと保険で受診できなくなりますか。

A6. 今年(2024年)12月2日に現行の保険証の新規発行は停止されます。現在、**使用している保険証は、その有効期限まで**(最長、来年(2025年)12月1日まで)、使用可能です。

今年(2024年)12月以降、転職や引っ越し等で保険資格が変わった場合や、使用中の保険証の有効期限が過ぎた場合、マイナ保険証の利用登録を行っている方は、マイナ保険証利用で受診することになります。

Q7. いま使っている保険証の有効期限はどこで確認すればよいですか。

A7. 有効期限がある場合は、保険証に記載されています。ご確認ください。なお、国民健康保険や後期高齢者医療制度に加入されている方の多くは、保険証の有効期限が来年(2025年)7月または8月となっています。保険証をご確認ください。また、健康保険組合の保険証の多くは有効期限がありませんが、その場合は、来年(2025年)12月1日まで使用可能です。

Q8. マイナンバーカードの代わりに、**スマートフォンで受診**できるようになりますか。

A8. マイナンバーカード機能をiPhoneに搭載できるよう、来年(2025年)春のリリースを目指して準備を進めています。搭載後、一部の医療機関・薬局でiPhoneのマイナ保険証利用を速やかに開始し、順次、全国の医療機関・薬局に拡大する予定です。Androidのスマートフォンについては、iPhoneへの搭載開始と同じ時期に保険証利用を開始できるよう準備を進めています。

Q9. マイナンバーカードを紛失した場合、自分の医療情報が流出しないか不安です。

A9. マイナンバーカードのICチップには、税や年金の情報、病歴等、プライバシー性の高い情報は記録されません。また、マイナ保険証は、カードのICチップのほか、顔認証や暗証番号を組み合わせることではじめて、医療情報等を確認できる仕組みです。マイナンバーカードだけでは、税や年金、医療等に関する情報を引き出すことはできません。

●マイナンバーカードの健康保険証利用についてよくある質問

デジタル庁HP
R6.10.8 確認

Q10 マイナンバーカードを紛失した場合、再発行に時間がかかり医療機関・薬局に受診できなくなるのが心配です。

A10 紛失等によりマイナンバーカードを再発行する必要がある場合は、現在、カードの受け取りまでに1か月程度かかりますが、今年（2024年）12月から、**最短5日程度での再発行**が可能になります。紛失時には、24時間365日フリーダイヤル マイナンバーカード総合窓口（0120-95-0178）に利用停止の連絡をした上で、居住する市区町村で再発行できます。

Q11 マイナンバーカードが読み取られなかったり、顔認証と暗証番号の両方がうまくいかなかったりした場合や、停電等で**カードリーダーが動いていない**ときはどうすればよいのですか。

A11 顔認証と暗証番号のいずれも対応できなかった場合は、医療機関・薬局の職員がカードの写真を確認して受け付ける方法（目視モード）が用意されています。

また、マイナ保険証の読み取りができない場合は、スマートフォンでマイナポータルにアクセスすることで、医療機関・薬局に自身の保険証番号や、受診に必要な情報をスマートフォンの画面で提示することができます。

システム障害や停電、機器の故障時には、マイナンバーカードを提示し、以下の対応を実施いただくことで、保険が適用され、自己負担割合分での受診が可能です（10割負担ではない）。

- ・再診の場合：過去の受診時の資格情報の確認する
- ・初診の場合：資格申立書に記載する

なお、マイナポータルに表示される保険資格の情報は、スマートフォンにダウンロードすることができます。一度、ダウンロードをすれば、マイナポータルにアクセスしなくても、医療機関・薬局にダウンロードした画面を提示することで、よりスムーズに受診できます。

また、保険証の新規発行の停止に伴い、保険資格の情報を記載した書類（**資格情報のお知らせ**）を該当する方々に送付します。スマートフォンを利用していない方は、**マイナンバーカードと併せてこの書類を提示**することで受診が可能です。

●マイナンバーカードの健康保険証利用についてよくある質問

厚労省 医療課
R6.3.1 事務連絡

健康保険証の廃止に伴う **修学旅行等の学校行事や部活動の合宿・遠征等**における児童生徒本人の被保険者資格の確認方法について（周知）

問

現在、修学旅行等の学校行事や部活動の合宿・遠征等においては、児童・生徒が医療機関・薬局を受診等する必要が生じた際に備え、保険証の写しを持参させる取扱いが一部で見られるところ、必ずしも児童・生徒本人がマイナンバーカードを持参することが容易でない場合において、保険証廃止後はどのように対応すればよいか。

答

○本年12月2日に健康保険証の新規発行が終了した後は、マイナンバーカードによりオンライン資格確認を行うことが基本となります。修学旅行等の学校行事や部活動の合宿・遠征等においても、医療機関・薬局を受診等する可能性に備える必要の程度に応じて、本人がマイナンバーカードを持参することが考えられます。

○ただし、修学旅行等の学校行事や部活動の合宿・遠征等において、児童・生徒本人がマイナンバーカードを持参することが容易でないときには、数日間の限られた使用であること、かつ、学校教員等の管理監督の下での使用が想定され、なりすましが起こることは想定され難いことから、**マイナポータルに表示される被保険者資格情報のPDFファイル**をあらかじめダウンロードしたものやその印刷物、資格情報のお知らせ又はその写しを医療機関・薬局に提示するといった方法により、保険診療・保険調剤を受けることは妨げられません。

○こうした方法による確認の結果、療養の給付を受ける資格が明らかな場合には、医療機関等の窓口負担として、患者の自己負担分（3割分等）を支払います。

他方、上記のいずれによる確認も行えない場合には、原則として、一旦医療費の全額（10割）をお支払いいただき、後日、資格が確認できた際に、自己負担分を超える金額について医療機関・薬局から還付を受けることとなります。

被保険者資格申立書に関する説明書

本申立書は、有効な保険証が発行されているにもかかわらず、マイナンバーカードにより資格確認を行った場合に、以下のような理由でオンライン資格確認ができない患者さんに、本来の自己負担額での保険診療を行うためにご記載をお願いする文書になります。

本申立書をご記載いただくことにより、3割負担（未就学児は2割負担。70歳以上等の方は1～3割）により自己負担額を計算します。

※ 被保険者番号等の情報（保険証のコピーや写真を含む。）がわかり次第、必ず受診された医療機関等にお伝えください。

【ご記載が必要になる場合（例）】

- 転職等により保険証が発行されているものの、データ登録中のためオンライン資格確認ができない場合
- 機器のトラブル等により、マイナンバーカードでオンライン資格確認ができない場合

被保険者資格申立書

有効な保険証の交付を受けており、医療保険等の被保険者資格について、下記の通り申し立てます。

※ 以下の各項目に可能な範囲で記入いただき、□には、あてはまる場合に「/」を記入してください。なお、本申立書に記入いただいた情報は、医療機関等の診療報酬請求等に必要範囲のみ使用し、診療報酬請求等の請求・支払等に係る必要な事務を終えた段階で、速やかに廃棄します。

1 保険証等に関する事項

保険証の有無	<input type="checkbox"/> 有効な保険証の交付を受けている
保険種別	<input type="checkbox"/> 社保 <input type="checkbox"/> 国保 <input type="checkbox"/> 後期 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> わからない
保険者等名称	
事業所名 ^{※1}	
保険証の交付を受けた時期	<input type="checkbox"/> 1か月以内 <input type="checkbox"/> それより前 <input type="checkbox"/> わからない (わかる範囲でご記入ください。)
一部負担金の割合 ^{※2}	<input type="checkbox"/> 3割 <input type="checkbox"/> 2割 <input type="checkbox"/> 1割 <input type="checkbox"/> わからない

※1 保険種別で社保（保険者が健康保険組合、共済組合、全国健康保険協会の場合）、国保（保険者が国民健康保険組合の場合のみ）、その他（自衛官・公費単独医療の場合）、わからないの□に「/」を記入された場合は、事業所名（お勤め先の会社名等）の記入をお願いします。

※2 70歳以上の方、または後期高齢者医療の被保険者の方は、一部負担金の割合についてもご記入ください。なお、ご記入いただいた一部負担金の割合が実際と異なっていた場合、後日、保険者から差額を請求等させていただく場合があります。

2 マイナンバーカードの券面事項等

氏名	(フリガナ)
生年月日	<input type="checkbox"/> 明治 <input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日
性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
住所	

※3 マイナンバーカードの券面に記載された住所以外の居所がある場合はこちらにご記入ください。

※4 マイナンバーカードの券面に記載された氏名、生年月日、性別、住所をそのまま記入いただくとともに、氏名のフリガナも併せてご記入ください。また、マイナンバーカードの券面に記載された住所以外の居所がある場合は、住所欄に併せてご記入ください。

年 月 日

署名 _____ (患者との関係^{※5} : _____)

連絡先電話番号 _____

※5 (患者との関係)欄は、保護者の方が署名された場合にご記入ください。

ご清聴ありがとうございました。



● ネクスト研修会の予定

12月 お休み

